

(別紙 1)

令和 8 年度看護分野における採用力向上支援事業業務委託 企画提案コンペ参加仕様書

1 事業目的

本事業は、中小規模病院における看護師確保の課題に対応するため、潜在看護師及び既卒転職者をターゲットとした採用戦略等に関するセミナーを開催し、中小規模病院における採用力の向上を図る。

併せて、プラチナナースや看護補助者の活用に向けたセミナーの実施により、県内医療機関等における多様な人材の雇用や持続可能な働き方の創出を図り、県内の看護職員等の人材確保につなげることを目的とする。

2 企画提案コンペを行う目的

本業務は、医療機関等における看護職員の採用動向や転職市場、地域の実情等を踏まえたうえで、県内医療機関等の採用力向上に資するセミナーを企画し、開催するものであり、業務の遂行にあたっては、受講者を確保するための効果的な周知・広報や看護分野における知見等が必要であり、画一的な業務遂行ではなく、企画性、創造性、独自性が求められる。本事業の実施に最適な事業者を選定するため、企画提案コンペを行う。

3 委託業務の内容

- (1) 委託業務名 令和 8 年度看護分野における採用力向上支援事業業務委託
- (2) 委託期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 18 日 (木) まで
- (3) 業務内容 別添「令和 8 年度看護分野における採用力向上支援事業業務委託仕様書」のとおり

4 契約上限額

金 4, 2 5 4, 3 6 0 円 (消費税及び地方消費税を含む。) を上限とする。

5 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

(1) 参加者資格

ア 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

(2) 最優秀提案者資格

ア 三重県建設工事等資格 (指名) 停止措置要領により資格 (指名) 停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

6 企画提案コンペ参加資格確認の申請

本企画提案コンペの参加希望者は、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 提出期限
令和8年8月3日（月）17時まで
- (2) 提出先
下記21に記載する連絡先
- (3) 提出方法
必要書類を持参又は郵便、民間事業者による信書便あるいは電子メールにて提出する。（郵便等で提出する場合は、提出期限までに提出先に到達するよう投函し、電話にて医療人材課に書類の受理を確認してください。）
※ 委任状のある場合は、電子メールでの提出はできません。
- (4) 提出書類
ア 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）・・・1部
※ 必要な場合は、委任状（第2号様式）1部を提出すること。
イ 6（4）アの申請書3に記載されている添付書類・・・1部
- (5) 参加資格決定通知
令和8年8月19日（水）までに通知する。

7 企画提案資料の提出

本企画提案コンペの参加希望者は、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 提出期限
令和8年8月26日（水）12時まで
- (2) 提出先
下記21に記載する連絡先
- (3) 提出方法
必要書類を持参又は郵便、民間事業者による信書便にて提出する。（郵便等で提出する場合は、提出期限までに提出先に到達するよう投函し、電話にて医療人材課に書類の受理を確認してください。）
- (4) 提出書類
別紙「提出を求める企画提案資料」のとおり。

8 企画提案コンペの実施方法

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を、別に設置する「令和8年度看護分野における採用力向上支援事業業務委託企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査を行い、最優秀提案者を選定する。なお、選定委員会において提案者によるプレゼンテーションを実施する。

- (1) 第1次審査の実施（適否評価）の実施
提案者が5者を超えた場合、適否評価及び企画提案資料による書類審査を行う。審査の結果は、全ての提案者に速やかに通知する。第1次審査により落選となった提案は選定対象から除外し、第2次審査は行わないものとする。
・実施日時 令和8年8月27日（木）

(2) 第2次審査の実施（プレゼンテーション審査）の実施

提案内容の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションの詳細については、事前に提案者へ企画提案資料に記載された連絡先へ郵送又は電子メールにて連絡する。

- ・実施日時 令和8年9月2日（水）予定
- ・実施場所 Web会議システム（Zoom）により実施（予定）
- ・実施方法 7（4）の企画提案資料（紙）及び画面共有機能による投影によりプレゼンテーションによる説明を行うものとする。
- ・その他 提出済みの企画提案書類戸画面共有機能による投影資料について、差異や追加記述を認めない。万が一、内容の際や追加記述があった場合は、提出済みの企画提案資料に基づき審査・選考を行う。

9 最優秀提案者の選定方法

以下の項目により、総合的に評価して選定する。

(1) 目的・仕様の理解（配点：20点）

- ・本事業の背景や目的及びその必要性を考慮したうえで、本事業の仕様を十分に理解しているか。
- ・三重県の看護職員確保の現状や課題について、十分に理解しているか。

(2) 実施体制・スケジュール（配点：20点）

- ・仕様を実現するための実施体制、スタッフの配置は適切か。
- ・仕様を実現するための考え方、研修準備から開催までのスケジュールの設定は適切か。

(3) セミナーのプログラム（配点：25点）

- ・セミナーの開催日程、会場の確保、当日の準備や進行等研修運営は適切に設定しているか。
- ・研修内容は、仕様を満たし、県内医療機関等の採用力向上に資する内容となっているか。
- ・効果的かつ具体的な提案内容となっているか、また独自の提案があるか。

(4) 講師の確保（配点：25点）

- ・講師の選任ができているか。
- ・セミナーの講師については、研修目的及び内容に応じた者となっているか。
- ・本事業の目的を達成するための専門的な知見やスキル、指導力等を有しているか。

(5) 見積書（配点：10点）

- ・見積額及び積算内訳・根拠は適切か。

10 最優秀提案者の選定結果

選定結果は、令和8年9月3日（木）までに通知する。

（選定結果は、令和8年9月3日（木）までに三重県のホームページに掲載する。）

11 最優秀提案者に提出を求める書類

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないことの証明）」（所管税務署が企画提案資料の提出期限の6か月前までに発行したもの）（写し可）・・・1部
- (2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案資料の提出期限の6か月前までに発行したもの）（写し可）・・・・・・1部
- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書（第3号様式）・・・1部

12 企画提案コンペに関する質問の受付及び回答

- (1) 質問の受付期限
令和8年7月31日（金）12時まで
- (2) 質問の方法
質問は、文書（任意様式、ただし規格はA4版）にて行うものとし、電子メールにて提出（宛先：iryokai@pref.mie.lg.jp）すること。（電話にて医療人材課に質問文書の受理を確認してください。）また、質問文書には、事業者名、回答を受ける担当窓口の所属、担当者名、電話番号及び電子メールアドレスを明記すること。
- (3) 質問の内容
質問は、原則として、当該業務にかかる仕様や条件、応募手続き等の事項に限るものとし、他の事業者からの企画提案資料の提出状況や積算に関する内容等には答えないものとする。
- (4) 質問に対する回答
質問に対する回答は、令和8年8月3日（月）12時00分までに電子メールにより回答するとともに、三重県のホームページに掲載する。

13 委託契約締結に関する事項

- (1) 契約条項は、別紙「業務委託契約書（案）」のとおりとする。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。
また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。

なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。また、契約金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(4) 契約は、三重県医療保健部医療人材課において行う。

14 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

15 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによる。

16 企画提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

17 個人情報の保護

個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守し、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条に、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対する罰則規定があるので留意すること。

18 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

19 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 業務受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

ウ 業務委託者に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工期、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、業務委託者と協議を行うこと。

(2) 業務受託者が(1)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じることとする。

20 その他

- (1) 企画提案に要する費用は、提案者の負担し、提出のあった企画提案資料等は返却しない。
- (2) 提出のあった企画提案資料等については「三重県情報公開条例」に基づき情報公開の対象となる。
- (3) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めない。ただし、三重県の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではない。
- (4) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。
- (5) その他必要な事項は、「三重県会計規則」の規定によるものとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項について疑義のある場合は、その都度協議のうえ決定することとする。

21 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県医療保健部 医療人材課 看護職員確保班 担当：三福（みふく）

TEL：059-224-2053 FAX：059-224-2340 E-mail：iryokai@pref.mie.lg.jp